第17号様式の2の2(第42条関係)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 備考　１　参議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第百七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとすること。　２　参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名および当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者（以下「特定枠名簿登載者」という。）を除く。）の氏名の掲載の順序は、同条第四項の規定に従い、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとすること。特定枠名簿登載者の氏名等の掲示については、同条第五項の規定に従い、特定枠名簿登載者以外の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該参議院名簿登載者の氏名の次に、掲載すること。　３　参議院名簿登載者の氏名について通称認定を受けている者にあつては、当該通称を記載すること。　４　「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」および「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとしてふりがなを付し、特定枠名簿登載者の「順位」については横書きとすること。なお、使用する文字の大きさは、すべての参議院名簿届出政党等についておよびすべての参議院名簿登載者についてそれぞれ同一とすること。また、参議院名簿届出政党等の名称と略称についても同一の大きさの文字を使用することが望ましいこと。　５　各参議院名簿届出政党等の枠の縦幅は、すべて同一とすること。　６　各参議院名簿登載者の氏名の間隔は、すべて同一とすること。　７　略称のない参議院名簿届出政党等については、略称の欄は空欄とすること。 | (ふりがな)参議院名簿登載者の氏名 | (ふりがな)略称 | (ふりがな)参議院名簿届出政党等の名称 | 　　　　　　年　　月　　日執行　参議院比例代表選出議員選挙　　　参議院名簿届出政党等名称等および参議院名簿登載者氏名掲示何市(町)選挙管理委員会 |
| （順位）　（氏名） | 優先的に当選人となるべき候補者 |  | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| （順位）　（氏名） | 優先的に当選人となるべき候補者 |  | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |